

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供に関するお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、学会活動へのご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成28年1月より社会保障や税の分野で個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたことに伴い、学会として「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の作成事務を行うために、学会からの年間（1月～12月）報酬支払総額が5万円（源泉所得税含）を超える支払先（国内居住者の個人）の方から、個人番号を学会に届け出ていただく必要がございます。

つきましては、誠にお手数ではございますが、学会からの年間（1月～12月）報酬支払総額が5万円（源泉所得税含）を超えた方には、マイナンバー提供依頼状を学会事務局経理担当より郵送にて送付申し上げますので、その際は必要事項をご確認のうえ期日までにご提出くださいますよう、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、個人番号を含む特定個人情報につきましては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」ならびに「特定個人情報取扱規程」に基づき管理致します。

1. 総額5万円（源泉所得税含）以下の方

- 1) 個人番号カードまたは通知カードに記載の『お名前、ご自宅住所』および学会事務局経理担当からの連絡先として『電話番号、e-mail』の情報をお知らせください。
- 2) 学会からの年間報酬支払総額を集計後、総額5万円（源泉所得税含）を超えることとなった場合には、学会事務局経理担当よりマイナンバー提供依頼状を貴殿ご自宅へ郵送いたします。当該書類が届いた場合には、速やかに番号確認書類、本人確認書類を同封の返信用簡易書留（切手貼済）にて学会事務局へご提出くださいますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。また12月末日までに氏名・住所等に変更がある場合にも、速やかに学会に届け出ていただくよう、重ねてお願い申し上げます。
- 3) 学会事務局経理担当からの提供依頼状の郵便物以外で、学会から貴殿のマイナンバーを入手することはございません。
- 4) 該当となった場合に、翌年1月中旬から下旬頃にかけて学会から貴殿ご自宅宛に送付する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」には、貴殿のマイナンバーは記載せず法定調書提出義務者として学会から税務署へ提出する法定調書にのみ貴殿のマイナンバーを記載いたします。

2. 総額5万円（源泉所得税含）を超える方

- 1) 通知カードまたは個人カードに記載の『お名前、ご自宅住所』及び学会事務局経理担当からの連絡先として『電話番号、e-mail』の情報をお知らせください。
- 2) 学会事務局経理担当よりマイナンバー提供依頼状を貴殿ご自宅へ郵送いたします。当該書類が届いた場合には、速やかに番号確認書類、本人確認書類を同封の返信用簡易書留（切手貼済）にて学会事務局へご提出くださいますよう、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。また12月末日までに氏名・住所等に変更がある場合にも、速やかに学会に届け出ていただくよう、重ねてお願ひ申し上げます。
- 3) 学会事務局経理担当からの提供依頼状の郵便物以外で、学会から貴殿のマイナンバーを入手することはございません。
- 4) 翌年1月中旬から下旬頃にかけて学会から貴殿ご自宅宛に送付する「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」には貴殿のマイナンバーは記載せず、法定調書提出義務者として学会から税務署へ提出する法定調書にのみ貴殿のマイナンバーを記載いたします。

【連絡先】

〒162-0821 東京都新宿区津久戸町4-7 OSビル402号
一般社団法人人工知能学会 事務局
TEL : 03-5261-3401
e-mail : info@ai-gakkai.or.jp